



# SNS をきっかけとした消費者 トラブルにご注意

ラインやユーチューブ、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなど SNS は便利なコミュニケーションツールですが、悪質商法の勧誘手口として使われるケースが増えています。

## 事例 1

SNS 閲覧中にダイエットサプリの初回500円という広告が表示され、注文したら定期購入だった。申し込む際に定期が条件になっていないか、広告や表示を十分注意したつもりだったが、もう一度確認しようとしても確認できない。高額な2回目を購入しなければならないか。

## 事例 2

SNS 上でネットワークビジネスの成功や充実した生活を投稿している人がいて、相手に連絡したらオンラインカジノを紹介する仕事を勧誘された。友人から違法性を指摘され不安になり解約したいが契約書も連絡先もわからない。

## 事例 3

生活費が不足し個人間融資の掲示板サイトでお金を貸してほしいと書き込んだ。返事をしてきた人から10万円借りたが、その後高額な利子の支払いを迫られ家族の元にもしつこい電話がかかってきた。

## アドバイス

事例1は業者のホームページでは定期である旨が記載されています。相談者が見た広告を証明できる画面保存がなかったため、初回だけでは解約できませんでした。

事例2は相手に連絡のしようがありませんでした。

事例3の相手は違法な闇金融業者です。警察に相談してもらいました。

事例1のように大幅な値引きや商品の効果を過剰にうたう SNS 上の広告や、事例2のように「簡単に儲かる、損はしない」などの投稿やメッセージはうのみにしないようにしましょう。SNS 運営事業者の利用規約では「SNS がきっかけでトラブルが発生しても責任は負わない」旨が定められていることがほとんどです。SNS 上では話が合っても本当に信頼できる相手かはわかりません。お金を払った途端、相手と連絡がとれなくなることがありますので、慎重に判断しましょう。同様のトラブルにあってしまった場合には、一人で悩まずに消費生活相談室にご相談ください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

# 小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)